(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、 まち育て、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図 られるよう努める。
- 3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及することができる環境を整備するよう努める。
- 4 市は、市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するよう努める。
- 5 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努める。
- 6 市は、市が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努める。
- 7 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努める。
- 8 市は、文化芸術の推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

修正案

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障をしなければならない。
- 2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、 まち育て、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携 が図られるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及する ことができる環境を整備し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く市民等の意見を反映させるため に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- *条文数を減らしたいと考えて条項数減らしました。
- *ともに抽象度が高いので、1項と7項を一つにまとめました。
- *4項は、6項は、優先度が低いと考え削除しました。
- *市の責務を「努める」から「努めなければならない」と責任の表現をより強くしました。

以下、第5条、第6条、第7条は、基本的に原案に賛成です。

(市民の権利及び役割)

- 第5条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び文化芸術活動を行う権利を有する。
- 2 市民は、第3条に規定する基本理念を理解し、相互に理解し、尊重し合い、主体的に文化芸術の創造、発信、及び発展に努めるものとする。

(文化芸術団体及び事業者の役割)

- 第6条 文化芸術団体は、第3条に規定する基本理念を理解し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。
- 2 事業者は、第3条に規定する基本理念を理解し、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

(人材育成)

- 第7条 市は、文化芸術活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講じるよう努めなければならない。
- 2 市は、将来にわたり市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成に努めなければならない。
- 3 市は、市民と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置(文化コーディネーター)その他 必要な施策を講じるよう努めなければならない。
- 第7条は、第4条に規定すべきかとも思いましたが、この条例の核ともなるべき条項なので、そのまま独立した条文で良いかなと思います。